

# 温暖化政策で **ビジネスと生活が変わる** 第3回

「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 足立治郎

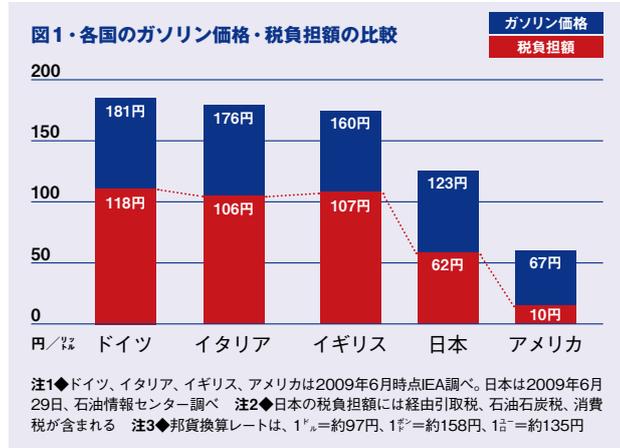
## 環境税 2 — 化石燃料課税強化と税収中立の欧州環境税

日本における効果的な環境税のあり方を考えるため、海外の状況をみていく。これまでの地球温暖化対策のための環境税導入国は、表1の通りである。

表1・地球温暖化対策のための環境税導入国

導入年	導入国
1990年	フィンランド オランダ
1991年	スウェーデン ノルウェー
1992年	デンマーク
1999年	ドイツ イタリア
2001年	イギリス
2008年	スイス
2009年	アイルランド

これら諸国は、ガソリンなどの化石燃料に対する税率が、日本の税率よりもかなり高いケースが多い(図1参照)。環境税導入により、化石燃料課税を強化し、化石燃料の消費抑制を目指している。



これらの導入国では環境税の税収は温暖化対策にも充当されるが、その割合は2割程度であり大半は他の税や社会保険料の引き下げに使われている。フィンランド・スウェーデンは、税収の多くを所得税減税に活用。デンマーク・ドイツ・イタリア・英国は主に社会保険料の減額に活用している。例えば、ドイツは年金保険料引き下げ、イタリアは労働者の雇用関係費用の負担軽減に充当した。

欧州諸国は化石燃料課税強化と、その税収を活用した他の税・社会保険料の引き下げという、社会全体の税負担を

変えない方向での税制改革を実施している。

次に生活者に対しどのような制度になっているか、簡単に考え方を示す。例えば、1人平均年間2万円の環境税を集めるとする。環境税の納税額は各人の化石燃料の使用状況により変化する。税収の一部を温暖化対策補助金に充て(税収の2割とすると1人平均年間4000円分を充当)、税収の多くを社会保険料の軽減等で納税者に戻す(1人平均1万6000円を戻す)。すると化石燃料使用量が少なく年間1万円しか環境税を納めない人は、社会保険料の軽減等で年間1万6000円が戻るなので、増税とならず減税となる。平均より化石燃料使用量が多い人は増税となる。

このように、税収中立型の環境税制改革では、化石燃料利用が相対的に少ない納税者のほとんどが経済的に報われる制度とすることができる。つまり環境に配慮する生活者、低所得者の多くもこの中に含まれる。さらに低所得者の負担が増えるという環境税の逆進性にも配慮できる。環境税導入により、気候変動対策の効果を狙いつつ、福祉をも勘案した税収活用により、低所得者も含む生活者に配慮した政策を実施しているのである。

一方、昨年の日本の環境省案は、ガソリン価格が1ℓ当たり5円下がり、化石燃料課税強化の哲学はみえない。税収を基本的に地球温暖化対策に充て、政府が指定する対策を優遇する制度である。その面での温暖化対策強化は期待できる。ただし、効果的対策を政府がもれなく指定できるか、温室効果ガス排出量が相対的に少なくても経済的に報われない方が多く出てきて不公平感が生じないか、無駄で問題ある予算が増えないか、政府・省庁の権限が増し不公正なロビー活動を増加させないか、低所得者へのしわ寄せが増さないか、このような懸念のある政策案となっている。

今号では主に生活者の視点から環境税を捉えたが、次号はビジネスとの関係から考えたい。